

# 広島県監査委員訓令第一号

本 序

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

広島県代表監査委員 赤 木 稔 明

## 広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

広島県監査委員事務局処務規程（昭和四十四年広島県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「当該文書等を施行する順序に従い、会計年度ごとの一連番号」を「会計年度ごとに、原則として起案文書ごとに文書管理システム」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難しい場合は、合同総務課長が別に定める帳票により付けるものとする。

第十条第一項中「、訓令」を「及び訓令」に改め、同条第二項中「、「広島県監査委員訓令」を「及び「広島県監査委員訓令」に改める。

第十一条を次のように改める。

### 第十一条 削除

第十一条の三第三項中「職員が見やすい場所へ備えておく」を「文書管理システムに登録する」に改め、同条第四項を削る。

第十二条第一項中「平成十六年広島県条例第五十三号」の下に「。以下「個人情報保護条例」という。」を加え、「写させて」を「転写させて」に改める。

第十八条中「管理規程」を「原則として管理規程」に、「に記載して」を「を作成し、文書管理システムに登録して」に改める。

第二十条第一項中「電子決裁による場合は文書管理システムにより、電子決裁によらない場合は別記様式第三号による起案用紙の書式及び必要事項を記載した書類並びに関連書類により作成しなければ」を「文書管理システムにより作成し、電子決裁により決裁を受けなければ」に改め、同項第三号中「又は起案用紙を用いること」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 決裁に緊急を要するもの、第二十三条第一項の規定により持ち回って決裁を受けるもの又はシステム上の障害若しくは運用保守等により文書管理システムが稼働していないときに決裁を受けなければならないもの

管理規程による起案用紙を用いる。

第二十条第二項を次のように改める。

2 前項第一号に掲げるものの起案は、決裁を受けた後に文書管理システムに標題、案の要旨等必要事項の登録を行うものとする。

第二十三条第二項中「施行」を「処理」に改め、同条第三項中「の事案」を削る。  
第二十六条を次のように改める。

## 第二十六条 削除

第二十九条第四項中「適法」を「適正」に改める。

第三十条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十四条第一項中「第三十二条第一項」を「第三十二条」に改め、同条第二項中「長期保存文書目録及び」を削る。

第三十七条の二第二項第三号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第五号から第七号までの規定中「広島県個人情報保護条例」を「個人情報保護条例」に、「同条例」を「個人情報保護条例」に改める。

別表第一事務局長専決事項の欄第四号中「決定」を「決定等」に改め、同欄第五号及び第六号を次のように改める。

五 情報公開条例第七条第一項及び第二項の規定による行政文書の開示決定等又は情報公開条例第五条の規定による開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する処分  
六 個人情報保護条例第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、個人情報保護条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び個人情報保護条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等

別表第一事務局長専決事項の欄中第七号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。  
七 個人情報保護条例第十一条第一項若しくは第三項の規定による保有個人情報の開示決定等、個人情報保護条例第二十四条第一項若しくは第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等、個人情報保護条例第三十一条第一項若しくは第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等又は個人情報保護条例第九条の規定による保有個人情報の開示の請求、個人情報保護条例第二十二条の規定による保有個人情報の訂正の請求若しくは個人情報保護条例第二十九条の規定による保有個人情報の利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求に対する処分

別記様式第二号及び別記様式第三号を削り、別記様式第一号を別記様式とする。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。